

# 補助制度のご案内

藤沢市では、融資制度を利用する方の負担を軽減するための補助制度を実施しています。補助を受ける場合は申請が必要となりますので、要件等を確認のうえ、手続きをしてください。  
 (※「市税の滞納がある場合」や「本市に主たる事業所がない・市外転出した場合」など、対象外となる場合があります。)

## 1 信用保証料補助制度

神奈川県信用保証協会に支払った信用保証料の一部を補助する制度です。

補助対象資金	補助額	申請方法等
藤沢市中小企業融資制度		
中小企業支援資金		
一般	支払った信用保証料の90%の額 (上限20万円)	・申請書は、融資実行後に融資受付窓口から郵送します。 ・指定された期日までに、融資受付窓口へ申請書を提出してください。 ※対象補助額を1ヵ月ごとにとりまとめて交付します。 ※保証料を払い込んでから1年以内に補助金の交付申請をしない場合、補助金を受ける資格は消滅します。 ※繰り上げ償還などによって、保証協会から保証料の返還を受けた場合は、市へ補助金を返還していただくことがあります。
設備導入特別資金		
景気対策特別資金		
一般		
小規模企業緊急資金		
創業支援資金「キュンとするスタートアップ」	支払った信用保証料の100%の額 (上限20万円)	
一般		
特定		

## 2 利子補給制度

金融機関に支払った利子の一部を補助する制度です。

補助対象資金	対象者	補給率	利子補給期間	申請方法等
藤沢市中小企業融資制度				
中小企業支援資金	①当該資金利用者(②に該当する方を除く) ②当該資金利用者のうち、「ふじさわSDGs共創パートナー制度」若しくは「かながわSDGsパートナー」に登録している方	年0.5%以内	①2年間 (上限20万円) ②3年間 (上限30万円)	・申請書は、毎年、対象期間(1月～12月)終了後、融資受付窓口から郵送します。 ・毎年、指定された期日までに、融資受付窓口へ申請書を提出してください。
設備導入特別資金(一般)				
設備導入特別資金(SDGs)				
景気対策特別資金	最近3か月又は6か月の売上額が直近3か年のいずれかの年の同期と比べて、20%以上減少している方	年1.3%以内	1年間	
一般				
借換資金				
小規模企業緊急資金	当該資金利用者	年0.9%以内	3年間	
創業支援資金「キュンとするスタートアップ」	①当該資金利用者(②に該当する方を除く) ②当該資金利用者のうち女性、若者/シニア起業家 ※若者/シニア起業家…融資申請日時時点で35歳未満、55歳以上の方	年1.8%以内	①2年間 ②3年間	※対象期間分の補助額を一括で交付します。(5月頃交付予定)
一般				
特定				
日本政策金融公庫	当該融資資金利用者のうち、藤沢市内に主たる事業所を有する方 【主たる事業所】 ・法人=本店登記がある事業所 ・個人=主となる事業所	支払った利子の1/2以内	3年間	下記「マル経融資の受付窓口(藤沢商工会議所)」にご連絡ください。

# 相談窓口のご案内

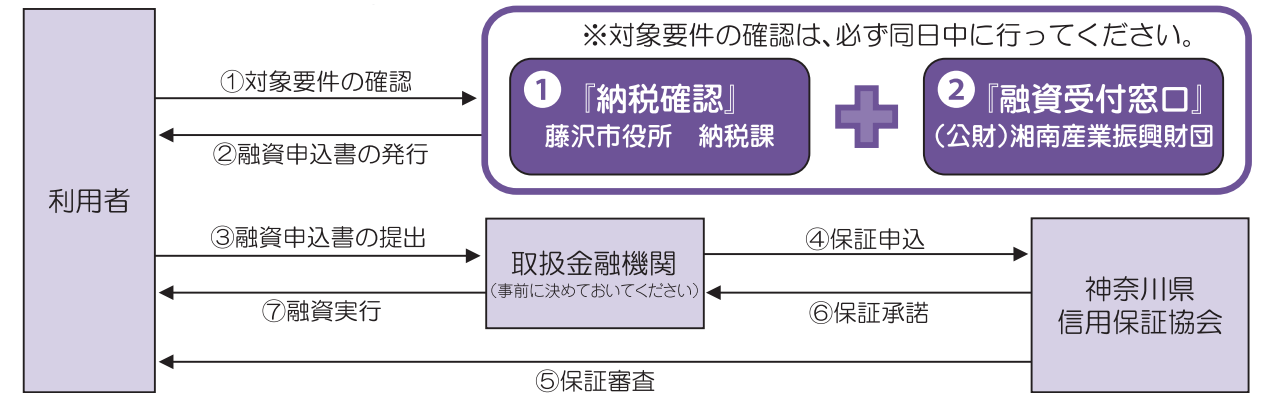
取扱内容	名称(窓口)	住所・電話番号
融資受付窓口 対象要件の確認など融資制度全般のご相談	(公財)湘南産業振興財団 融資担当	藤沢市藤沢607-1 藤沢市商工会館2階 TEL 0466-21-3813 (直通)
創業支援資金「キュンとするスタートアップ」の支援機関 マル経融資の受付窓口 経営専門相談【要予約】	藤沢商工会議所	藤沢市藤沢607-1 藤沢市商工会館2階 TEL 0466-27-8888
信用保証に関すること 金融相談・経営相談	神奈川県信用保証協会 藤沢支店	藤沢市藤沢607-1 藤沢市商工会館4階 TEL 0466-23-0792
神奈川県制度融資に関すること 金融相談	神奈川県 金融課	横浜市中区日本大通1 TEL 045-210-5677 (融資グループ) TEL 045-210-5695 (金融相談窓口)
藤沢市融資制度に関すること	藤沢市 産業労働課	藤沢市朝日町1-1 藤沢市役所本庁舎8階 TEL 0466-50-3530 (直通)

# 令和6年度 藤沢市中小企業 金融のしおり

藤沢市中小企業融資制度は、市内中小企業の振興と経営の安定を図るための制度です。融資を利用する際は、市による対象要件確認後に金融機関へ申込み、金融機関と神奈川県信用保証協会の審査を受けてから実行されます。

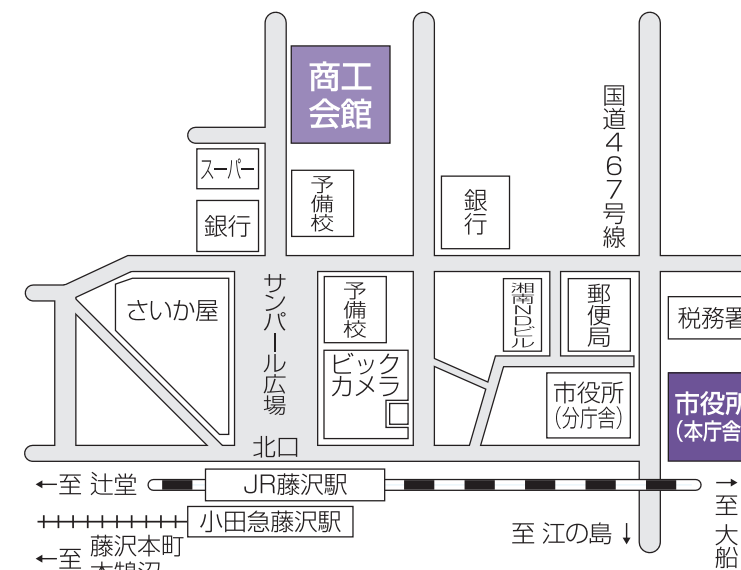
## 融資利用までの流れ

事前に取り扱金融機関の窓口でご相談いただくと、①～②の手続きを取扱金融機関へ委任できる場合があります。



## 融資受付窓口のご案内

藤沢市は、融資受付業務を(公財)湘南産業振興財団に委託しています。



(令和6年4月1日作成)

**融資受付窓口**  
**(公財)湘南産業振興財団 融資担当**  
 〒251-0052 藤沢市藤沢607番地の1 藤沢商工会館2階  
 電話 0466-21-3813(直通)  
 FAX 0466-24-4500  
 URL <https://www.shonan.or.jp/yushi/>  
 受付時間 9:00～16:30  
 (12:00～13:00除く、土日祝・年末年始除く)

**中小企業融資制度について**  
**藤沢市 経済部産業労働課**  
 〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所本庁舎8階  
 電話 0466-50-3530(直通)  
 受付時間 8:30～17:00(土日祝・年末年始除く)

**納税確認**  
**藤沢市 財務部納税課**  
 〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所本庁舎4階  
 電話 0466-50-3509(直通)  
 受付時間 8:30～17:00(土日祝・年末年始除く)

# 《 藤沢市中小企業融資制度のお申込みにあたって 》

利用資格要件等を全て満たしていることを確認していただき、必要書類等をご用意の上、『藤沢市役所 納税課』及び『融資受付窓口（公財）湘南産業振興財団融資担当』にて、対象要件の確認を受けてください。

なお、要件確認依頼書の作成後、融資受付窓口への申込み前に、『藤沢市役所 納税課』にて納税確認を受けると手続きがスムーズに行えます。（※納税課と融資受付窓口による対象要件の確認は必ず同日中に行ってください。）

## 【取扱金融機関】

横浜銀行 スルガ銀行 静岡銀行 神奈川銀行 静岡中央銀行 みずほ銀行 きらぼし銀行  
三菱UFJ銀行 かながわ信用金庫 横浜信用金庫 湘南信用金庫 城南信用金庫

※原則、市内支店での取扱いとなりますが、市外支店でも取扱可能な場合があります。  
詳しくは各金融機関にお問合せください。お問合せ先は右記二次元コードから確認することができます。




共通利用資格・条件
① 中小企業信用保険法に定める中小企業者（対象外業種あり）又は協同組合等であること
② 市内に主たる事業所（注1）を有し、市内において既に事業を営んでいること（注2）
③ 許認可等を要する事業の場合はその許認可等を受けていること
④ 市税の滞納がなく、必要な申告義務を怠っていないこと

必要書類一覧の①～⑧までは全資金共通必要書類です。その他に資金別の追加書類が必要な場合がございます。詳しくは右表の「資金別追加必要書類」欄も併せてご確認ください。

必要書類一覧	
① 藤沢市中小企業融資対象要件確認依頼書兼申込書	5枚複写の確認依頼書兼申込書を融資受付窓口又は各金融機関でお渡しします。
② 開業届の写し及び直近の確定申告書の写し（個人事業主の場合のみ）	税務署の受付がわかるもの。市内での事業内容を確認します。
③ 印鑑	【法人】法人代表者印 【個人事業主】認印
④ 許認可証等の写し（許認可等を要する事業の場合のみ）	更新中、申請中等で許認可証が手元にない場合は許認可番号がわかる書類又は申請者控をご持参ください。
⑤ 見積書の写し（資金使途が「設備」の場合のみ）	原則、有効期限内かつ発行元の記名押印があるもの。実行前に当該設備の売買契約、発注等が行われていないことを確認します。※車両の場合は、注文書等も可。
⑥ 返済予定表等（申請希望の資金を既に利用している場合のみ）	貸付限度額から申請時における残額を差し引いた額が今回申請できる上限になります。（借換資金を除く）
⑦ 委任状2部（代理申請の場合のみ）	納税確認用と融資受付窓口用です。納税確認時は本人確認書類の提示が必要です。また、直近で納付した領収書も必要となる場合があります。
⑧ 直近2か年分の事業報告書等（NPO法人の場合のみ）	① 事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録、年間役員名簿並びに社員のうち10人以上の者の氏名及び住所を記載した書面 ② 収益事業を行っている場合は直近2か年分の確定申告書の写し（税務署の受付がわかるもの）

上記一覧①の「対象要件確認依頼書兼申込書」以外にお申込みに必要な市様式は湘南産業振興財団のホームページ（下記URLまたは右の二次元コード）からダウンロードできます  
<https://www.shonan.or.jp/yushi/required-documents-for-financing-system/>



資金名	資金別利用資格・条件	資金用途	貸付限度額（注3）	貸付利率（固定金利）	貸付期間	返済方法	資金別追加必要書類（注5）	補助制度	
								信用保証料	利子
中小企業支援資金	一般	—	5,000万円	（1年超5年以内） 1.8%以内	運転資金 1年超7年以内 （据置12か月以内）  設備資金 1年超10年以内 （据置12か月以内）  （注4）	元金均等割賦返済	—	●	—
	借換資金	◎保証協会の保証を利用した資金からの借換により、調達資金の円滑化が図られること		（5年超10年以内） 2.1%以内			◎借換資金の残額がわかる書類（返済予定表など）	—	—
	設備導入特別資金	一般		◎市内における事業活動に必要な設備導入を計画していること ◎【運転資金と併用する場合】設備資金として利用する金額が、利用総額の1/2以上を占めていること			（1年超10年以内） 1.5%以内	◎設備導入計画書（市様式）	●
		SDGs	上記2つの利用資格に加えて ◎本市においてSDGs達成に向けた取組を行っていること	◎設備導入計画書（市様式） ◎「ふじさわSDGs共創パートナー制度」もしくは「かながわSDGsパートナー」に登録していることがわかる書類（登録証など）	—	—			
短期	—	—	（1年以内） 1.5%以内	1年以内	一括返済	—	—	—	
景気対策特別資金	一般	◎1年以上同一業務を継続して行っていること ◎最近3か月又は6か月の売上額又は売上総利益額の合計が3か年のいずれかの年の同期と比べて減少していること	2,000万円	1.4%以内	1年超7年以内 （据置12か月以内）	元金均等割賦返済	◎景気対策特別資金融資対象確認資料（売上額記入用または売上総利益記入用）（市様式）	●	● （要件あり）
	借換資金	上記2つの利用資格に加えて ◎市融資制度からの借換により、資金調達の円滑化が図られること					◎景気対策特別資金融資対象確認資料（売上額記入用または売上総利益記入用）（市様式） ◎借換資金の残額がわかる書類（返済予定表等）	—	
小規模企業緊急資金		◎従業員が20人以下（ただし、宿泊業及び娯楽業以外の商業・サービス業は5人以下であること）	500万円	1.8%以内	1年超5年以内 （据置4か月以内）	元金均等割賦返済	—	●	●
創業支援資金「キュンとするスタートアップ」	一般	◎開業前の個人であって、藤沢市に住民登録がある方、又は、開業後5年未満の中小企業者であって藤沢市に主たる事業所を有する事業者 ◎保証協会の創業関連保証（責任共有対象外）の対象となる事業者 ◎市内で継続的な事業活動を新たに開始するための運転資金・設備資金に限る	1,000万円 ※運転資金は500万円以内	1.8%以内	運転資金 1年超5年以内 （据置12か月以内）  設備資金 1年超7年以内 （据置12か月以内）  （注4）	元金均等割賦返済	◎創業支援資金「キュンとするスタートアップ」対象確認書（市様式）及び確認書に基づく添付書類	●	●
	特定（特定創業支援等事業を受けた方）	—		1.6%以内			—		

（注1）主たる事業所とは、法人＝本店登記がある事業所、個人事業主＝主たる事業所を指します。（注2）創業支援資金「キュンとするスタートアップ」については開業前の個人であって、藤沢市に住民登録がある方を含みます。（注3）同一資金を既に利用している場合は、申請時における残額を差し引いた額が申請できます（借換資金を除く）。（注4）運転資金と設備資金を併用する場合は、利用総額の1/2以上を占める資金の貸付期間が適用されます。（注5）上記の市様式は（公財）湘南産業振興財団のホームページからダウンロードできます。

## 【融資制度利用時の注意点】

◎次のいずれかに該当する方は、藤沢市中小企業融資制度を利用できない、もしくは、その利用を取り消す場合があります。 (1) 藤沢市税を滞納している方 (2) 金融機関から取引停止を受けている方 (3) 金融機関等から融資を受け、その返済を延滞している方 (4) 返済能力がないと認められる方 (5) 融資制度を不正に利用した方 (6) 保証協会が代位弁済している方及びその保証人となっている方 (7) 融資申込内容を無断で変更した場合（※利用資金、資金使途、利用資金の増額等） (8) その他市長が不適当とする場合	◎次の資金使途では、藤沢市中小企業融資制度を利用できません。 (1) 開業資金（※「創業支援資金」を除く） (2) 旧債借換のための資金（※「借換資金」を除く） (3) 権利金、保証金、敷金 (4) 事業の用に供さない土地購入資金 (5) 出資金及びこれに類する資金 (6) 投機的資金 (7) 転貸資金 (8) 生活資金 (9) 住宅資金 (10) しゃし遊興資金 (11) その他市長が不適当とする資金
---	--